建築物の概要書

建築主住所氏名	新東海製紙株式会社 代表取締役 大竹 一広 静岡県島田市向島町 4379 番地 株式会社レックス 代表取締役 今井 敏雄 静岡県島田市向島町 4379 番地
敷地の位置	静岡県島田市向島町 4379 番地外 62 筆 (工業専用地域)
敷地面積	461, 834. 99 m ²
建築面積	130, 317. 73 ㎡(既存)
延べ面積	195, 252. 94 ㎡(既存)
構造	鉄骨造
用途	産業廃棄物処理施設
主 な 施 設	産業廃棄物破砕・脱水施設
処 理 能 力	B 破砕機(廃プラ破砕: 72.00 t /日) C 破砕機(廃プラ破砕: 49.20 t /日) 脱水機(汚泥脱水: 60.87m3/日)
稼働時間	8 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

理 由

新東海製紙株式会社は、申請地(工業専用地域)において製紙原料用パルプの製造等を行っている企業であり、従前から株式会社レックスとの連名で建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けて産業廃棄物処理施設として稼働している。

今回、老朽化した 10 号ボイラーの建替えに伴う破砕機及び脱水機の移設を計画しており、 移設する破砕機及び脱水機について、廃掃法に基づく許可が必要となった。

廃掃法の許可に伴い、移設する破砕機及び脱水機の処理能力が建築基準法第 51 条に定める許可が必要な処理能力(廃プラスチック類破砕 6 t/日、汚泥脱水 30m3/日)を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。





















